

Weekly Report

第664号
令和4年9月5日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

申告期限までに遺産分割ができない場合は

◆遺産分割ができない場合でも期限までに申告

相続税は、相続等により取得した財産の価額(債務などを控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算)が基礎控除額「3千万+600万円×法定相続人数」を超える場合に課税対象となり、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10ヵ月以内に申告・納税をすることになっています。

被相続人の遺言がない場合は相続人間で遺産分割協議を行って取得する財産を決めますが、遺産分割が決まらない場合でも期限までに申告を行う必要があります。この場合は、法定相続分の割合に従って各相続人が財産を取得したものとして相続税を計算して申告します。

なお、申告後に遺産分割が行われ、その分割に基づき計算した税額と申告した税額が異なる場合は、実際に分割した財産の額に基づいて修正申告又は更生の請求を行います。

◆未分割で申告した場合の特例の適用手続

相続性を減額できる特例には、配偶者の税額軽減(配偶者控除)や小規模宅地等の特例などがありますが、これらの特例は実際に遺産分割を行い取得した財産に適用されるため、申告期限までに分割が行われていない場合は、特例の適用は受けられません。

この場合、相続税の申告書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付して提出することで、相続税の申告期限から3年以内に分割した場合、特例の適用を受けることができます。また、相続等に関する訴えが提起されているなど3年以内に分割できない一定のやむを得ない事情がある場合は、承認を受けることで特例の適用を受けることが可能です。

10月以降の雇調金特例の取扱い

厚労省は、新型コロナの影響に伴う雇用調整助成金の特例措置について、本年10月から助成額の日額上限を引下げる予定です。

具体的には、本年10～11月の原則的な措置における日額上限(現行9千円)を8355円に、地域特例・業況特例における日額上限(現行1万5千円)を1万2千円に引下げとなります。ただし、助成率は現行のまま維持されます。

また、原則的な措置の生産指標要件(現行5%以上減少)を10%以上減少に変更します。

なお、休業支援金等については、原則的な措置に変更はありませんが、地域特例の上限(現行1万1千円)を8800円に引下げます。

10月から75歳以上の医療費負担割合が変更

本年10月から後期高齢者医療の被保険者(75歳以上の方など)のうち、一定以上の所得のある方は医療費の窓口負担割合が1割から2割に上げられます(現行並みの所得者は3割負担)。

ただし、2割負担となる方に対する配慮措置が設けられており、3年間(令和7年9月まで)は外来医療の負担増加額を1ヵ月あたり最大3千円までとします(入院の医療費は対象外)。なお、上限を超えて支払った場合は、高額医療費として事前に登録されている口座へ払い戻されます。